

支援項目	対象	内容
児童扶養手当	18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童(中程度以上の障がいがある児童は20歳未満)を養育している人	児童を養育している母子家庭の母、父子家庭の父(父母に代わって養育している方を含む)などに手当を支給します。(所得制限あり) ※手当額や手続きは、お問い合わせください。
一人親家庭児童高等学校等通学費援護金	児童扶養手当支給家庭で児童が高等学校等に通学している人	1か月通学定期の2分の1の額(支給限度は3,000円)を支給します。
自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母または父子家庭の父	仕事に必要な資格や技術を身につけるため、指定した講座を受講、修了された費用の一部を支給します。(所得制限あり) ※事前に相談が必要です。
高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母または父子家庭の父	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士等の資格取得のため、6か月以上養成機関で修業する場合に支給します。上限は4年間です。(所得制限あり) ※事前に相談が必要です。
母子父子寡婦福祉資金貸付	母子家庭、父子家庭、寡婦家庭など	自立を助けるため、低利または無利子で修学資金・就学支度資金・生活資金などの資金を貸し付けます。(所得制限あり)
ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、父子家庭、寡婦家庭であり、生活保護世帯、市民税非課税世帯または児童扶養手当支給世帯	疾病、看護、事故、冠婚葬祭などの理由により、日常生活に支障が生じている場合に、一時的に生活援助や子育て支援を行います。 ※事前に申請 が必要です。

【問合せ先】 子ども未来課 子育てサポートグループ ☎ 96-8822 MAP-1



市ホームページ
「ひとり親家族への支援」